

大分県庁舎（本館・新館・別館） 公募物件説明書

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積(m ²)		台数(台)	設置事業者の地域要件 (注1)	販売品目 (注2)	位置図 (注3)	建物内外	その他 公募条件 (注4)	*参考 前年度の庁舎 管理費(円) (注5)	*参考 年間販売本数 (本) (注6)	
				幅(m)	奥行(m)									
1	県庁舎本館1階 売店前自販機 コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.30 0.40	× 0.90 × 0.90	= 1.530	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	1	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	24,760	999
2	県庁舎本館1階 売店前自販機 コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.30 0.40	× 0.90 × 0.90	= 1.530	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	1	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	41,361	3,194
3	県庁舎本館1階 ATMコーナー 横自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90	× 1.00	= 1.900	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	2	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。 また、本自動販売機は、(公社)大分被害者支援センターへの寄付金付である。	56,737	9,291
4	県庁舎本館3階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90	× 1.00	= 1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	3	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	40,231	9,947
5	県庁舎本館5階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90	× 1.00	= 1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	4	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	37,582	6,891
6	県庁舎本館6階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.50 0.40	× 1.00 × 1.00	= 1.900	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	5	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	49,146	3,306

7	県庁舎本館6階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.50 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.900	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	5	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	41,335	3,115
8	県庁舎本館7階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	6	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	29,844	7,468
9	県庁舎本館7階 職員休憩スペース	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	6	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。		
10	県庁舎本館9階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.20 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.600	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	7	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。 県産品ジュースを4杯以上取り扱うこと。(注7)	41,255	12,153
11	県庁舎本館9階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.20 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.600	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	7	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。 県産品ジュースを4杯以上取り扱うこと。(注7)	38,849	4,571
12	県庁舎本館・新館連絡通路内自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	0.90 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.300	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	8	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	36,344	6,020
13	県庁舎本館・新館連絡通路内自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.40 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.800	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	8	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	70,090	7,170

14	県庁舎新館6階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	9	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	35,069	7,055
15	県庁舎新館10階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	10	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	76,938	6,024
16	県庁舎新館11階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	11	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	47,504	3,848
17	県庁舎新館14階 自販機コーナー	大分市大手町 3丁目1-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.90 × 1.00 =	1.900	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	12	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	46,437	7,068
18	県庁舎別館1階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.10 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.500	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品、若しくは、紙コップに入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	13	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	43,390	10,959
19	県庁舎別館1階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.10 × 1.00 0.40 × 1.00 =	1.500	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	13	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	60,031	19,567
20	県庁舎別館1階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.10 × 1.00 =	1.100	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	13	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。		

21	県庁舎別館9階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	$1.10 \times 0.80 = 1.080$	1	B	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	14	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	44,154	4,698
22	県庁舎別館9階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	$1.10 \times 0.80 = 1.080$	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	14	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	41,985	6,575
23	県庁舎別館9階 自販機コーナー	大分市府内町 3丁目10-1	R8.4.1 ~ R11.3.31	$1.10 \times 0.80 = 1.080$	1	A	缶、瓶、ペットボトル 又は紙パックなど密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳又は乳製品。	14	内	使用済容器回収ボックスを設置すること。	61,873	6,971

(注1) 設置事業者の地域要件A・・・応募要件としては、過去5年以内に自動販売機設置の実績があることが必要です。なお、設置事業者の住所又は所在地は問いません。

設置事業者の地域要件B・・・応募要件としては、設置事業者が個人の場合は、その住所が応募する県有施設所在の市町村にあり、過去5年以内に大分県又は応募する県有施設所在市町村の自動販売機設置許可又は契約の実績があることが必要です。

設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が大分県内にあり、過去5年以内に大分県又は応募する県有施設所在市町村の自動販売機設置許可又は契約の実績があることが必要です。

(注2)販売品目については、必ず公募期間内に事前に施設管理者と協議をしてください。

(注3)設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合があるので、必ず応募前に施設管理者に連絡をとり現場を確認してください。

(注4)電気・水道等は子メータを設置すること。上記貸付面積の範囲内に販売する飲料の容器の種類に応じた回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(注5)現在設置している自動販売機について、前年度県が自動販売機設置者から徴収した貸付料及び使用料を除く電気料等の管理費用です。

* 検討の参考としてください。実際の徴収については、実績等に応じて請求を行います。（上限等を約束するものではありません。）

(注6)当該公募対象自動販売機に係る1年間の販売本数です。

* 検討の参考としてください。販売本数について約束するものではありません。（契約期間中に施設内の自動販売機数が増減する可能性もあります。）

(注7) 「県産品ジュース」とは、「The・おおいた」のロゴが使用されている商品または、材料証明書等により県産品を用いていることが確認できる商品を指します。

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先（各県有施設）			申込期間		
	住所	名称	電話番号 FAX番号	郵送（書留等の記録が残る方法に限る）する場合	持参する場合	
1~23	〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号	大分県会計管理局 用度管財課	TEL:097(506)2961 FAX:097(506)1784	R8.1.26（月）～R8.2.16（月） ※R8.2.16（月）16時までに必着	R8.1.26（月）～R8.2.16（月） 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分 ※土曜日、日曜日及び祝祭日を除く	

* 電話、FAX、メールによる受付は行いません。